

横浜市と川崎市がごみ処理に係る相互支援に関する協定書を締結しました

横浜市と川崎市では、ごみ焼却工場の老朽化が課題です。そのため、老朽化による故障に伴う緊急停止等の不測の事態により、一時的に自市内での処理が困難となった場合に備える必要がありました。

そこでこの度、安全安心な市民生活を維持するため、両市で協議を進め、ごみ焼却処理の相互支援に関する協定を締結しました。

協定の概要

- 協定名
ごみ焼却処理施設の緊急停止等に伴う相互支援協定書
- 協定の締結日
令和5年8月18日（金）
- 協定の期間
協定締結日から1年間（双方に疑義が生じなければ継続して更新）
- 支援の要件
 - (1) 焼却施設の故障・事故等による不測の事態
 - (2) 自然災害等の発生によるごみ量の急激な増加等
 - (3) その他、双方が必要と認めた場合
- 支援の内容
ごみの焼却処理
（ごみの収集運搬、焼却灰の処分は含みません）
- 費用負担
双方の条例に定める一般廃棄物処理手数料の額に相当する金額を負担



ヨコハマ3 R夢！マスコット
「イーオ」「へら星人ミーオ」

かわさき3 R推進キャラクター
「かわるん」



▲ごみ焼却支援イメージ

お問合せ先

横浜市資源循環局施設課長 荒井 昌典 Tel 045-671-2527